

陳 情 文 書 表

| | |
|-------------------|--|
| 受 理 番 号 | 陳 情 第 4 0 号 |
| 件 名 | 新潟市東区役所ロビーのサーキュレーターの適正な設置を行うよう求めることについて |
| 要 旨 | <p>新潟市東区役所1階の執務室には、各課5台以上のサーキュレーターが配置されています。待合ロビーには配置されていませんでした。その後、マイナンバーカードの発行窓口において、混雑して暑いとの苦情があり1台設置しました。執務室の配置については、職員からの要請はなく、空調関係の計測もされず配置されました。執務室の各デスクの前は、透明な仕切り板が設置されており、ソーシャルディスタンスが図られています。サーキュレーターの待合ロビーへの設置の際には、職員からの意見が全くなかったと聞いています。待合ロビーは、高額医療費の申請者等で混雑することがあり、時には2時間待ちになります。</p> <p>以上のことから、市民のことを考慮した施策を実施することを求め陳情いたします。</p> |
| 付 託 年月日 委員会 | 令和5年12月4日 総務常任委員会 |
| 受 理 | 令和5年10月31日 第487号 |